

令和元年（2019年）

6月那覇市議会定例会

議案書

令和元年6月7日

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第48号	那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第49号	那覇市公平委員会の委員の選任について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第50号	那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	総務部 管財課	5
議案第51号	那覇市ともかぜ振興会館条例制定について	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	7
議案第52号	那覇市税条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	15
議案第53号	那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	企画財務部 納税課	27
議案第54号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済委員会	経済観光部 商工農水課	33
議案第55号	那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定について	建設委員会	環境部 廃棄物対策課	35
議案第56号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (建設分科会)	環境部 環境衛生課	39
議案第57号	那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 福祉政策課	45
議案第58号	那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例制定について	建設委員会	まちなみ共創部 建築指導課	49
議案第59号	那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	建設委員会	まちなみ共創部 建築指導課	55
議案第60号	那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	65
議案第61号	那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算委員会 (総務分科会)	消防局 予防課	67
議案第62号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務委員会	消防局 予防課	71

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第63号	那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について	建設委員会	上下水道局 企画経営課	75
議案第64号	那覇市下水道条例の一部を改正する条例制定について	建設委員会	上下水道局 企画経営課	81
議案第65号	那覇市立森の家みんな条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	生涯学習部 生涯学習課	85
議案第66号	令和元年度那覇市一般会計補正予算(第2号)	予算決算委員会 (3分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第67号	令和元年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)	予算決算委員会 (建設分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第68号	財産の取得について(救助工作車)	総務委員会	消防局 総務課	87
議案第69号	市道の路線認定及び廃止について	建設委員会	都市みらい部 道路管理課	89
議案第70号	議決内容の一部変更について	建設委員会	まちなみ共創部 市営住宅課	93
報告第7号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	95
報告第8号	那覇市国民保護計画の改正について	総務委員会	総務部 防災危機管理課	別冊
報告第9号	平成30年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について	予算決算委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	97
報告第10号	平成30年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書について	予算決算委員会 (3分科会)	企画財務部 財政課	101
報告第11号	平成30年度那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	予算決算委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちゃーがんじゅう課	103
報告第12号	平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	予算決算委員会 (建設分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	105

令和元年(2019年)6月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第13号	平成30年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について	予算決算委員会 (建設分科会)	上下水道局 企画経営課	107
報告第14号	平成30年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について	予算決算委員会 (建設分科会)	上下水道局 企画経営課	109
報告第15号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	111
報告第16号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	113
報告第17号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	115
報告第18号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	117
報告第19号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	119
報告第20号	専決処分の報告について(学校事故)	教育福祉委員会	生涯学習部 施設課	121
報告第21号	専決処分の報告について(車両事故)	教育福祉委員会	学校教育部 学務課	123

那覇市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

次の者を那覇市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和元年6月7日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

友利 聖子

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は那覇市固定資産評価審査委員会の委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市公平委員会の委員の選任について

次の者を那覇市公平委員会の委員に選任したいので、同意を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

[Redacted]

比 嘉 正

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は、那覇市公平委員会の委員に適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、行政財産の使用料の年額に係る基準を改定するため。

那覇市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の額) 第3条 行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い市長が定める。 (1) 土地 ア [略] イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×<u>1.08</u> (2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3)×<u>1.08</u> 2～5 [略]	(使用料の額) 第3条 [略] (1) [略] ア [略] イ 使用許可の期間が1月未満の場合 当該土地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用許可の面積×0.05×0.3×<u>1.1</u> (2) 建物 (当該建物の1平方メートル当たりの再調達価格×使用許可の面積×0.1+当該建物敷地の1平方メートル当たりの前年度の固定資産税評価額に準ずる額×使用土地の面積×0.05×0.3)×<u>1.1</u> 2～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市行政財産使用料条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

那覇市ともかぜ振興会館条例制定について

那覇市ともかぜ振興会館条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地収収により、失われた旧大嶺集落の歴史等を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信するとともに、市民の健康づくりの場を提供すること等により、地域の振興及び活性化に寄与することを目的として、那覇市ともかぜ振興会館を設置するため、この案を提出する。

那覇市ともかぜ振興会館条例

(設置)

第1条 沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地収収により失われた旧大嶺集落の歴史等を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信するとともに、市民の健康づくり、地域のコミュニティ活動や文化芸術活動の場を提供すること等により地域の振興及び活性化に寄与するため、ともかぜ振興会館(以下「会館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 会館の位置は、那覇市金城3丁目5番地の3とする。

(会館の構成)

第3条 会館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 多目的ホール(実践練習場及び控室を含む。)
- (2) 企画展示室
- (3) 会議室
- (4) 相談室
- (5) ふれあい情報コーナー
- (6) 伝統芸能指導スペース
- (7) 研修室
- (8) トレーニング室
- (9) ボランティア室

(事業)

第4条 会館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 旧軍飛行場用地問題(第1条の用地収収に起因する問題をいう。)の歴史を次世代へ継承し、平和を希求する想いを発信すること。
- (2) 第1条の失われた旧大嶺集落の歴史、伝統、文化等を次世代へ継承するための活動の促進に関すること。
- (3) 次に定めるもののための施設の提供に関すること。

ア 健康相談、健康診査その他市民の健康の保持及び増進を目的とした事業又は活動

イ 地域住民による集会、交流その他の地域におけるコミュニティ活動

ウ 地域住民等による文化芸術に関する活動

(4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 会館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 火曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、第17条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

4 第2項第1号の規定にかかわらず、前条第3号アに定めるものに係る利用について市長が特に必要があると認める場合は、指定管理者は、同号の施設の提供を行うものとする。

(利用者の範囲)

第6条 会館を利用できるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定地域住民(第1条の旧大嶺集落の住民及びその関係者をいう。)

(2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの

(入館の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可等)

第8条 会館を利用しようとするものは、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 第3条第9号のボランティア室を利用するものの選定は、市長が行う。

(利用料金)

第9条 利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表の区分に従い、それぞれに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 第6条第1号の特定地域住民が利用する場合

(2) 本市が主催又は共催をする事業又は行事に利用する場合

(3) 本市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校をいう。)が教育上の目的で利用する場合

(4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可

を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、会館の施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、会館の施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、会館の施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第16条 会館の施設又は設備を破損し、又は滅失したものは、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定)

第17条 市長は、次に掲げる全ての要件を満たし、会館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った会館の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、会館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添

付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則並びに那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の規定に従い、会館の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(選定委員会)

第21条 市長の諮問に応じ、会館の指定管理者の選定を審議するため、那覇市ともかぜ振興会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手續その他この条例の施行に必要な準備行為は、この

条例の施行前においても行うことができる。

別表(第9条関係)

1 施設利用料金

区分				利用料金(円)						
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	
				9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 17 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時	
多 目 的 ホ ー ル	入場 料に よる	1, 000 円以下 (無料の場合 を含む。)	平日	8, 400	17, 248	21, 056	24, 416	39, 312	42, 224	
			休日等	10, 920	22, 400	27, 328	31, 808	47, 124	54, 946	
	区分 (会 費制 を含 む。)	1, 000 円超 2, 000 円以下	平日	10, 203	21, 137	25, 754	30, 235	48, 082	51, 664	
			休日等	13, 186	27, 047	33, 230	38, 471	57, 370	66, 809	
		2, 000 円超 3, 000 円以下	平日	13, 645	28, 197	34, 467	40, 103	63, 945	69, 098	
			休日等	17, 719	36, 049	44, 520	51, 588	76, 423	89, 391	
		3, 000 円超	平日	14, 997	31, 029	37, 926	44, 109	70, 321	76, 029	
			休日等	19, 491	39, 650	48, 968	56, 743	84, 086	98, 339	
	企画展示室				990	1, 690	2, 284	2, 270	3, 475	4, 247
	会議室及び相談室				180	307	415	413	632	772
伝統芸能指導スペース				1, 410	2, 406	3, 252	3, 234	4, 949	6, 049	
研修室				585	998	1, 349	1, 342	2, 053	2, 510	
トレーニング室				200						

備考

- 「休日等」とは、土曜日、日曜日、慰霊の日(6月23日)及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日をいう。
- 多目的ホールには、実践練習場及び控室を含む。
- トレーニング室の利用は、1人1回当たり2時間以内に限るものとする。
- 利用時間を超過して利用する場合は、1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)を限度とし、その利用料金は、次のとおりとする。この場合において、その

額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 12時から13時までの1時間については、午前利用料金の3分の1の額
- (2) 17時から18時までの1時間については、午後利用料金の4分の1の額
- (3) 22時から23時までの1時間については、夜間利用料金の4分の1の額

5 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を目的として利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

- (1) 多目的ホール 3,000円超の入場料区分欄を適用した額
- (2) 企画展示室 当該利用料金の20割の額
- (3) 会議室及び相談室 当該利用料金の20割の額
- (4) 伝統芸能指導スペース 当該利用料金の20割の額
- (5) 研修室 当該区分利用料金の20割の額

2 附属設備利用料金

種別	単位	金額(円)
舞台設備	1点につき1回	7,700
音響設備	1点につき1回	8,800
照明設備	1セットにつき1回	2,200
ピアノ	1点につき1回	12,100
映写機	1点につき1回	4,950
その他	一式につき1回	1,100

備考 1時間当たりの冷房料は、次のとおりとする。この場合において、冷房の利用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

- (1) 多目的ホール 1,330円
- (2) 企画展示室 300円
- (3) 会議室及び相談室 100円
- (4) 伝統芸能指導スペース 1,330円
- (5) 研修室 200円

那覇市税条例の一部を改正する条例制定について

那覇市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、個人市民税の非課税の範囲に係る規定並びに軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する規定等を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市税条例の一部を改正する条例

(那覇市税条例の一部改正)

第1条 那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～5 [略] 6～8 [略] (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) [略] 2～5 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項	(市民税の申告) 第36条の2 [略] 2～5 [略] 6 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u> 7～9 [略] (個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u> (4) [略] 2～5 [略] (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項

の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) [略]

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは单身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) [略]

- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

付 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2 [略]

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 [略]

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2～3 [略]

付 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第11条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第11条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第11条の2の2 [略]

2 沖縄県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第46条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しく

は第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 沖縄県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第11条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があった時は、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他の不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他の不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことになるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 [略]

2 [略]

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の

軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の

規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

- 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条

納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(付則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u>	第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車税の種別割に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
第2条 那覇市税条例の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後

(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) [略] (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 [略] 付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2～4 [略]	(個人の市民税の非課税の範囲) 第24条 [略] (1) [略] (2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。) 2 [略] 付 則 (軽自動車税の種別割の税率の特例) 第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 [表 略] 2～4 [略] 5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の</u>
--	--

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略]	<u>種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。 2～3 [略]
備考 1 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第4条の規定 令和元年10月1日
 - (2) 第1条中那覇市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日
 - (3) 第2条中那覇市税条例第24条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日
 - (4) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び付則第5条の規定 令和3年4月1日
- (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき那覇市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

のを除く。)について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例(以下「元年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 付則第1条第4号に掲げる規定による改正後の那覇市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例制定について

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」の一部改正に伴い、観光地形成促進地域等に係る固定資産税の課税免除に係る規定等を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成10年那覇市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) 〔略〕	(用語の意義) 第2条 〔略〕 (1)～(5) 〔略〕 (6) <u>青色申告者等</u> 所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申告書を提出する個人若しくは法人又は同法第81条の22第1項の規定による申告書を提出する同法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係にある同条第12号の7に規定する連結子法人をいう。
(観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>平成31年3月31日</u>までの間に、沖縄振興特別措置法<u>第9条</u>等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「<u>対象施設</u>」という。)を新設し、又は増設した<u>者</u>について、<u>当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地</u>(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当	(観光地形成促進地域における課税免除) 第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、沖縄振興特別措置法<u>第九条</u>等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「<u>特定民間観光関連施設</u>」という。)を新設し、又は増設した<u>青色申告者等</u>について、<u>沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地</u>(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の

該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令

翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限り、)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

第96号)第6条第1号から第7号まで又は
法人税法施行令(昭和40年政令第97号)
第13条第1号から第7号までに掲げるも
のに限る。)の取得価額の合計が1,000
万円を超えるもの

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品
で、これらの取得価格の合計額が100
万円を超えるもの

(産業高度化・事業革新促進地域における
課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進
地域の区域内において、沖振法第35条第4
項の規定による産業高度化・事業革新促
進計画の提出の日(以下この条において
「提出日」という。)から平成31年3月31
日までの間に、次に掲げるいずれかの設
備を新設し、又は増設した者で沖振法第3
5条の3第4項の規定による沖縄県知事の
認定を受けたものについて、当該設備(倉
庫業の用に供するものを除く。)である家
屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地で
ある土地(提出日以後において取得した
ものに限り、かつ、土地については、そ
の取得の日の翌日から起算して1年以内
に当該土地を敷地とする当該家屋の建設
の着手があった場合における当該土地に
限る。)に対して課する固定資産税は、新
たに課されることとなった年度以後5年
度分について、課税を免除する。

(1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26

(産業高度化・事業革新促進地域における
課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進
地域の区域内において、沖振法第35条第4
項の規定による産業高度化・事業革新促
進計画の提出の日(以下この条において
「提出日」という。)から令和3年3月31
日までの間に、沖振法第35条の3第4項の
規定による認定に係る産業高度化・事業
革新措置実施計画に従って、製造業等又
は産業高度化・事業革新促進事業の用に
供する設備のうち、租税特別措置法(昭和
32年法律第26号)第12条第1項の表の第2
号若しくは第45条第1項の表の第2号の規
定の適用を受ける設備であつて、取得価
額の合計額が1,000万円を超えるもの又は
機械及び装置並びに器具及び備品で、
これらの取得価額の合計額が100万円を
超えるものを新設し、又は増設した沖振
法第35条の3第4項の規定による沖縄県知
事の認定を受けた青色申告者等につい
て、当該設備(倉庫業の用に供するものを
除く。)である機械及び装置若しくは家屋
又はその敷地である土地(提出日以後に
おいて取得したものに限り、かつ、土地
については、その取得の日の翌日から起
算して1年以内に当該土地を敷地とする
当該家屋の建設の着手があった場合にお
ける当該土地に限る。)に対して課する固
定資産税は、新たに課されることとなつ
た年度以後5年度分について、課税を免除
する。

号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

(2) 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1) 租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は同法第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

(2) 機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から令和3年3月31日までの間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第3号若しくは第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

備考

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 |
|---|

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 平成31年3月31日以前に、改正前の那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第3条から第6条までの規定により固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市歌選定委員会を廃止し、及び那覇市水産業振興整備対策協議会の名称を変更するため、この案を提出する。

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	那覇市政功労者表彰審査委員会	[略]
	<u>那覇市歌選定委員会</u>	<u>市歌の歌詞の選定に関すること。</u>
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	[略]	
	<u>那覇市水産業振興整備対策協議会</u>	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	那覇市政功労者表彰審査委員会	[略]
	那覇市特別職報酬等審議会	[略]
	[略]	
	<u>那覇市水産業振興協議会</u>	[略]
	[略]	
[略]		

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を
改正する条例制定について

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げ並びに適正な受益者負担の観点から、本市が収集する一般廃棄物に係る指定ごみ袋及び適正処理困難物の処理手数料について改定を行うため、この案を提出する。

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第28条関係)

区分				手数料	
市が収集する 一般廃棄物の 処理	燃やすごみ			市の指定するごみ袋10枚 入り1組につき 大 <u>300円</u> 中(取っ手付き) <u>220円</u> 中 <u>200円</u> [略]	
	燃やさないごみ			市の指定するごみ袋10枚 入り1組につき 大 <u>300円</u> 中 <u>200円</u> [略]	
	[略]				
	適正処理困難物	スプリング入りマットレス		1個につき	<u>2,400円</u>
	スプリング入り	2人掛け以上	1脚につき	<u>1,800円</u>	
	ソファ	1人掛け	1脚につき	<u>1,200円</u>	
[略]					

[改正後 別記]

別表(第28条関係)

区分				手数料
市が収集する一般廃棄物の処理	燃やすごみ			市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 <u>330円</u> 中(取っ手付き) <u>240円</u> 中 <u>220円</u>

		[略]	
燃やさないごみ		市の指定するごみ袋10枚 入り1組につき 大 <u>330円</u> 中 <u>220円</u> [略]	
[略]			
適正処理困難物	スプリング入りマットレス		1個につき <u>2,600円</u>
	スプリング入り ソファ―	2人掛け以上	1脚につき <u>1,940円</u>
		1人掛け	1脚につき <u>1,270円</u>
[略]			

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに関連する手数料について見直しを行い、併せて「工業標準化法」の一部改正に伴う字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記] [別表第4 別記] [別表第5 別記]	[別表第2 別記] [別表第4 別記] [別表第5 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第2及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～10 [略]

- 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下この項において「法」という。)及び狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3) [略]			
(4)	法第6条第1項又は第18条第1項の規定に基づく抑留中の犬の飼養管理及び返還	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に330円を乗じて得た額を加算した額
(5)～(6) [略]			

12～18 [略]

- 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1) [略]			
(2)	法第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定に	[略]	1頭につき4,000円に返還までの日数に330円を乗じて得た額を加算した額

	より収容した犬、猫等の飼養 管理及び返還		
--	-------------------------	--	--

20～25 〔略〕

26 那覇市飼い犬条例(昭和49年那覇市条例第1号)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規定に基づき捕獲した犬の飼養管理及び返還	〔略〕	1頭につき4,000円に返還までの日数に <u>330円</u> を乗じて得た額を加算した額

〔改正後 別記〕

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～10 〔略〕

11 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(3)	〔略〕		
(4)	法第6条第1項又は第18条第1項の規定に基づく抑留中の犬の飼養管理及び返還	〔略〕	1頭につき4,000円に返還までの日数に <u>350円</u> を乗じて得た額を加算した額
(5)～(6)	〔略〕		

12～18 〔略〕

19 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	〔略〕		
(2)	法第35条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき引き取った犬若しくは猫又は法第36条第2項の規定により収容した犬、猫等の飼養管理及び返還	〔略〕	1頭につき4,000円に返還までの日数に <u>350円</u> を乗じて得た額を加算した額

20～25 〔略〕

26 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	那覇市飼い犬条例第8条の規定に基づき捕獲した犬の飼養管理及び返還	〔略〕	1頭につき4,000円に返還までの日数に <u>350円</u> を乗じて得た額を加算した額

〔改正前 別記〕

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～2 〔略〕

3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

[表 略]

備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合(同条第7項の適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。)にあっては、当該建築物の次の各号に掲げる構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの建築物であっても構造上別棟となる場合にあっては、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計により算定した額の和)に100分の108を乗じて得た額を加算するものとする。

(1)～(7) [略]

4～7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～2 [略]

3 [略]

[表 略]

備考 申請に係る建築物に構造計算適合性判定(建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定をいう。以下同じ。)を要する部分が含まれる場合(同条第7項の適合判定通知書又はその写しを提出する場合を除く。)にあっては、当該建築物の次の各号に掲げる構造計算適合性判定に係る床面積の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(1つの建築物であっても構造上別棟となる場合にあっては、構造上別棟となる部分ごとの床面積の合計により算定した額の和)に100分の110を乗じて得た額を加算するものとする。

(1)～(7) [略]

4～7 [略]

[改正前 別記]

別表第5(第2条関係)

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	行政不服審査法第38条の第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)の提出書類等の写し等又は同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の主張書面若しくは資料の写し等の交付	[略]	用紙(A3判(<u>日本工業規格A列3番</u> をいう。以下同じ。)以下の大きさに限る。)1面につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 ア 白黒 10円 イ カラー(A3判未満の場合) 50円 ウ カラー(A3判の場合) 80円
(2)	[略]		

[改正後 別記]

別表第5(第2条関係)

その他のもの

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	行政不服審査法第38条の第1項(同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。)の提出書類等の写し等又は同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の主張書面若しくは資料の写し等の交付	[略]	用紙(A3判(日本産業規格A列3番をいう。以下同じ。)以下の大きさに限る。)1面につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額 ア 白黒 10円 イ カラー(A3判未満の場合) 50円 ウ カラー(A3判の場合) 80円
(2)	[略]		

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに関し所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>同法施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害等により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害等により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害等により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。 (利率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、<u>その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u> (償還等) 第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還</u>とする。 2 償還方法は、元利均等償還の方法とす	(目的) 第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u>(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害等により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害等により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害等により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。 (保証人及び利率) 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年1パーセントとする。</u> 3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u> (償還等) 第15条 災害援護資金の償還は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。</u> 2 償還方法は、元利均等償還の方法とす

る。ただし、<u>貸付金</u>の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。	る。ただし、<u>災害援護資金</u>の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例制定について

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、駐車需要を生じさせる施設を新築又は増築等をする際に、自転車等駐車場の設置を義務付ける条例を新規に制定するため、この案を提出する。

那覇市自転車等駐車場の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。第3条において「法」という。)第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同項第11号の2の自転車をいう。
- (2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (3) 対象用途 別表(ア)項に掲げる用途をいう。
- (4) 施設面積 対象用途に供する部分の床面積の合計をいう。

(指定区域)

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域とする。

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、対象用途に供する施設(次条第1項の混合用途施設を除く。)で、別表(イ)項に掲げる規模に該当するものを新築しようとする者は、同表(ウ)項により算定した台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

- 2 前項の施設(共同住宅を除く。)の施設面積が5,000平方メートルを超える場合における同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」とあるのは、「当該施設面積が5,000平方メートルまでの部分について同表(ウ)項により算定した台数に、当該施設面積が5,000平方メートルを超える部分につい

て同表(ウ)項により算定した台数に2分の1を乗じて得た台数を加えた台数」とする。

(混合用途施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第5条 指定区域内において、混合用途施設(2以上の対象用途に供する施設をいう。)

で、対象用途に供する部分が別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当するものを新築しようとする者は、当該該当する対象用途ごとに同表(ウ)項により算定した台数(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)を合計した台数以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

- 2 前項の混合用途施設において、対象用途(共同住宅の用途を除く。)ごとにそれぞれ別表(イ)項に掲げる規模に該当する部分について、当該該当する対象用途の施設面積の合計が5,000平方メートルを超える場合における同項の規定の適用については、同項中「同表(ウ)項により算定した台数」とあるのは、「同表(ウ)項により算定した台数(共同住宅以外の対象用途については、その施設面積の合計が5,000平方メートルまでの部分又は5,000平方メートルを超える部分それぞれについて、当該施設面積の合計に対する当該対象用途ごとの施設面積が占める割合で当該対象用途の施設が存するものとみなして、当該これらの部分及び対象用途ごとに前条第2項に規定する算定方法の例により算定した台数とする。)」とする。
- (施設の増築の場合の自転車等駐車場の設置)

第6条 指定区域内において、対象用途に供する施設で、増築前に別表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当しているものについて増築をし、又は増築後に同表(イ)項に掲げる規模のいずれかに該当することとなるものの増築をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する自転車等駐車場を、当該増築後の施設若しくは当該増築後の施設の敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に追加して設置しなければならない。

(1) 増築後の施設を新築したものとみなして前2条の規定を適用した場合において設置しなければならない自転車等駐車場の台数

(2) 増築前の施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩

行する距離がおおむね50メートル以内である場所に現に設置されている自転車等駐車場の台数

(施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合の自転車等駐車場の設置)

第7条 施設の敷地が指定区域の内外にわたる場合は、当該敷地の過半が指定区域内に属するときに、当該施設の全部について前3条の規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第8条 前4条の規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項の自転車等駐車場の構造及び設備に係る技術的基準は、規則で定める。

(届出)

第9条 第4条から第7条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 氏名又は住所(法人については、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 施設の用途及び施設面積

(3) 自転車等駐車場の位置及び規模

(4) 自転車等駐車場の構造及び設備

(5) その他市長が必要と認める事項

(適用除外)

第10条 次に掲げる者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物で、対象用途に供する施設を新築し、又は増築しようとする者

(2) 自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設として市長の承認を受けた者

(3) この条例の施行後新たに指定区域に指定された区域内において、指定区域となった日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事の着手(新築にあつては床掘りをいい、増築にあつては床掘り又は足場の組立てをいう。以下同じ。)をした者

(自転車等駐車場の管理)

第11条 第4条から第7条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は

管理者は、当該自転車等駐車をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は市長が指定する職員又はその委任した者に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(措置命令)

第13条 市長は、第4条から第8条まで又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第14条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までに新築又は増築の工事の着手がされた施設については、この条例の規定は、適用しない。

別表(第4条、第5条、第6条関係)

(ア)	百貨店、スーパー マーケットその他 の小売店舗	銀行又は郵便 局	ぱちんこ屋	専修学校等	共同住宅
(イ)	施設面積が 500 平方メートルを 超えるもの	施設面積が 500 平方メー トルを超える もの	施設面積が 200 平方メー トルを超える もの	施設面積が 500 平方メー トルを超える もの	住戸の戸 数が 19 戸 を超える もの
(ウ)	施設面積 120 平 方メートルごと に 1 台	施設面積 150 平方メートル ごとに 1 台	施設面積 90 平 方メートルごと に 1 台	施設面積 20 平 方メートルごと に 1 台	住戸 20 戸 ごとに 1 台

備考

- 1 「小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項の小売業を行う店舗をいう。
- 2 「銀行」とは、銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第2項の銀行業を行うものをいう。
- 3 「郵便局」とは、日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項の業務を行うものをいう。
- 4 「ぱちんこ屋」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第4条第4項の営業を行うものをいう。
- 5 「専修学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校、学習塾又は予備校その他これらに類するものとして市長が定めるものをいう。

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

建築物に附置する駐車施設について、自動車駐車施設に係る駐車台数の基準を見直し、及び自動二輪車駐車施設に係る基準を新たに設けること等所要の規定を整備し、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例(昭和60年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (建築物の新築の場合の<u>駐車施設</u>の附置) 第4条 <u>商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、別表第1(ア)項の用途に供する建築物で(イ)項の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)項に掲げる式により算出して得た規模(延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、これに(エ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とする。)</u>以上の規模を有する<u>駐車施設</u>を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、<u>学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)</u>その他規則に定めるものについては、この限りでない。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>当該各号に定めるところによる。</u> (1)～(8) [略] (9) <u>自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち自動二輪車以外のものをいう。</u> (10) <u>自動二輪車 道路交通法第3条の大型自動二輪車及び普通自動二輪車のうち、側車付きのもの以外のものをいう。</u> (11) <u>自転車等 道路交通法第2条第1項第10号の原動機付自転車及び同項第11号の2の自転車をいう。</u> (建築物の新築の場合の<u>自動車駐車施設</u>の附置) 第4条 <u>別表第1(ア)項に掲げる地域又は地区内において、(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)項に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ(オ)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)</u>の台数以上の規模を有する<u>自動車駐車施設(駐車施設のうち自動車の駐車のためのものをいう。以下同じ。)</u>を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、商業地域内又は近隣商業地域内において、非特定用途に供する建築物で、<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校</u>その他規則に定めるものについては、この限りでない。

2 商業地域内又は近隣商業地域内において特定部分及び非特定部分を有する建築物は、その全部を特定用途に供する建築物とみなし、前項の規定を適用する。この場合においては、特定部分の延べ面積と非特定部分の延べ面積に2分の1を乗じて得た面積との合計を当該建築物の延べ面積とする。

(大規模な事務所建築物に対する基準緩和)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の延べ面積が1万平方メートルを超える建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の延べ面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の延べ面積に0.6を、

2 前項の規定に該当する建築物の別表第1(カ)項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合における前項の規定の適用については、前項中「合計した数値」とあるのは、「合計した数値に(カ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値」とする。

(建築物の新築の場合の自動二輪車駐車施設の附置)

第4条の2 別表第2(ア)項に掲げる地域又は地区内において、特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)項に掲げる用途に供する部分の床面積をそれぞれ(エ)項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。)の台数以上の規模を有する自動二輪車駐車施設(駐車施設のうち自動二輪車の駐車のためのものをいう。以下同じ。)を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定に該当する建築物の別表第2(オ)項に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合における前項の規定の適用については、前項中「合計した数値」とあるのは、「合計した数値に(オ)項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値」とする。

(大規模な事務所建築物に対する基準緩和)

第4条の3 前2条の規定にかかわらず、事務所の用途に供する部分の床面積が1万平方メートルを超える建築物については、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、1万平方メートルを超え5万平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、5万平方メートルを超え10万平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、10万平方メ

10万平方メートルを超える部分の延べ面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に、1万平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、同条の規定を適用する。

(建築物の増築の場合の駐車施設の附置)

第4条の3 商業地域内、近隣商業地域内又は周辺地区内において、別表第1(ア)項の用途に供する建築物で(イ)項の規模となる増築をし、又は(イ)項の規模のものについて増築しようとする者は、当該増築後の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築前の建築物を新築した場合において前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模又は当該増築前の建築物に現に附置されている駐車施設の規模のいずれか大きい方を減じて得た規模以上の駐車施設を、当該増築後の建築物又は当該増築後の建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 第4条第1項ただし書及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

10万平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得たものの合計に、1万平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の床面積とみなして、前2条の規定を適用する。

(建築物の増築の場合の自動車駐車施設の附置)

第4条の4 別表第1(ア)項に掲げる地域又は地区内において、増築前の(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超えている建築物について増築をし、又は増築後の(イ)項に掲げる面積が(ウ)項に掲げる面積を超えることとなる建築物の増築をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する自動車駐車施設を、当該増築後の建築物又は当該増築後の建築物の敷地内に追加して附置しなければならない。

(1) 増築後の建築物を新築したものとみなして第4条及び前条の規定を適用した場合において附置しなければならない自動車駐車施設の台数

(2) 増築前の建築物に現に附置されている自動車駐車施設の台数

2 第4条第1項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

(建築物の増築の場合の自動二輪車駐車施設の附置)

第4条の5 別表第2(ア)項に掲げる地域又は地区内において、増築前の特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面積を超えている建築物について増築をし、又は増築後の特定部分の床面積が(イ)項に掲げる面積を超えることとなる建築物の増築をしようとする者は、第1号に掲げる台数から第2号に掲げる台数を減じて得た台数以上の規模を有する自動車駐車施設を、当該増築後の建築物又は当該増築後の建築物の敷地内に追加して附置しなければならない。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の
附置)

第5条 商業地域内、近隣商業地域内又は周
辺地区内において、建築物の部分の用途
の変更(以下「用途変更」という。)で、
当該用途変更により特定部分の延べ面積
が1,000平方メートル(周辺地区にあって
は、2,000平方メートル。以下この条にお
いて同じ。)を超えることとなるものた
めに大規模の修繕又は大規模の模様替
(建築基準法第2条第14号又は第15号に
規定するものをいう。以下「大規模修繕等
」という。)をしようとする者又は特定部分
の延べ面積が1,000平方メートルを超え
ている建築物の用途変更で、当該用途変
更により特定部分の延べ面積が増加する
こととなるものために大規模修繕等を
しようとする者は、当該用途変更後の建
築物を新築した場合において第4条及び
第4条の2の規定により附置しなければ
ならない駐車施設の規模から、当該用途
変更前の建築物を新築した場合において第
4条及び第4条の2の規定により附置しな
ければならない駐車施設の規模又は当該
用途変更前の建築物に現に附置されてい
る駐車施設の規模のいずれか大きい方を
減じて得た規模以上の駐車施設を、当該
用途変更後の建築物又は当該用途変更後
の建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の場合につい
て準用する。

らない。

(1) 増築後の建築物を新築したものと
みなして第4条の2及び第4条の3の規定
を適用した場合において附置しなけれ
ばならない自動二輪車駐車施設の台数

(2) 増築前の建築物に現に附置されて
いる自動二輪車駐車施設の台数

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の
附置)

第5条 商業地域内、近隣商業地域内又は周
辺地区内において、建築物の部分の用途
の変更(以下「用途変更」という。)で、
当該用途変更により特定部分の床面積が
1,000平方メートル(周辺地区について
は、2,000平方メートル。以下この条にお
いて同じ。)を超えることとなるものた
めに大規模の修繕若しくは大規模の模様
替(建築基準法第2条第14号又は第15号に
規定するものをいう。以下「大規模修繕
等」という。)をしようとする者又は特定
部分の床面積が1,000平方メートルを超
えている建築物の用途変更で、当該用途
変更により特定部分の床面積が増加する
こととなるものために大規模修繕等を
しようとする者は、第1号に掲げる台数か
ら第2号に掲げる台数を減じて得た台数
以上の規模を有する駐車施設を、当該用
途変更後の建築物又は当該用途変更後の
建築物の敷地内に追加して附置しなけれ
ばならない。

(1) 用途変更後の建築物を新築したも
のとみなして第4条から第4条の3まで
の規定を適用した場合において附置し
なければならない駐車施設の台数

(2) 用途変更前の建築物に現に附置さ
れている駐車施設の台数

(自動二輪車駐車施設等を附置する場合
の自動車駐車施設の駐車台数に係る緩

(<u>駐車マス及び車路</u>) 第7条 第4条から第5条までの規定により 附置する駐車施設の<u>駐車マス及び車路</u> は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。 2 [略] (<u>駐車施設の附置の特例</u>) 第8条 第4条から第5条までの規定により 駐車施設を<u>附置すべき者が</u>、当該建築物 の構造又は当該敷地の状態により市長が <u>やむえないと認める場合は</u>、当該建築物 の敷地からおおむね200メートル以内の 場所に駐車施設を設置することができる。	和) <u>第5条の2 第4条、第4条の3、第4条の4及び 前条の規定により附置する自動車駐車施 設に係る建築物又は当該建築物の敷地内 に、あらかじめ市長の承認を得て次の各 号に掲げる施設を附置する場合は、それ ぞれ当該各号に定める数値(小数点以下 の端数があるときは、これを切り捨てた 数値)の2倍に相当する台数を当該自動車 駐車施設の台数に算入するものとする。</u> (1) <u>5台以上の自動二輪車の駐車のため の施設(第4条の2、第4条の3、第4条の5 及び前条の規定により附置する自動二 輪車駐車施設を含む。)</u> 当該施設の駐 車台数を5で除して得た数値 (2) <u>6台以上の自転車等の駐車のための 施設(那覇市自転車等駐車場の設置等 に関する条例(令和元年那覇市条例第 号)の規定により設置する自転車等 駐車場を含む。)</u> 当該施設の駐車台数 を6で除して得た数値 2 <u>あらかじめ市長の承認を得て前項各号 に掲げる施設を同項の自動車駐車施設に 係る建築物の敷地外に設置する場合につ いても、同項と同様とする。</u> (<u>駐車のために供する部分の規模等</u>) 第7条 第4条から第5条までの規定により 附置する駐車施設(<u>次条第1項の規定によ り設置する駐車施設を含む。)</u>の<u>駐車のため に供する部分及び車路に係る基準</u>は、<u>別 表第3</u>に定めるとおりとする。 2 [略] (<u>駐車施設の附置の特例</u>) 第8条 第4条から第5条までの規定により 駐車施設を<u>附置すべき者は</u>、当該建築物 の構造又は当該敷地の状態により市長が <u>やむを得ないと認める場合においては</u>、 当該建築物の敷地からおおむね200メー トル以内の場所に駐車施設を設置するこ とができる。
---	---

2 [略] (適用除外) 第10条 建築物の新築、増築又は用途変更をしようとする場合で、当該建築物の敷地に接する<u>すべての</u>道路が歩行者用道路(道路交通法(昭和35年法律第105号)第9条に規定する歩行者用道路をいう。)であるときは、第4条から第5条までの規定は適用しない。 2 [略] (措置命令) 第13条 市長は、第4条から第5条まで第7条又は第11条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。 2 [略] 第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]	2 [略] (適用除外) 第10条 建築物の新築、増築又は用途変更をしようとする場合で、当該建築物の敷地に接する<u>全ての</u>道路が<u>道路交通法第9条の歩行者用道路</u>であるときは、第4条から第5条までの規定は、<u>適用しない</u>。 2 [略] (措置命令) 第13条 市長は、第4条から第5条まで、<u>第7条又は第11条</u>の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。 2 [略] 第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても<u>同条</u>の刑を科する。 [別表第1 別記] [別表第2 別記] [別表第3 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 5 改正後表の表示に対応する改正表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。 6 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例第9条の規定による届出がなされ、かつ、施行日から起算して6月を経過する日までに建築物の新築、増築又は用途変更の工事が着手された当該新築、増築又は用途変更については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1

		商業地域又は近隣商業地域の場合		周辺地区の場合
(ア)	建築物の用途	建築物の全部を特定用途に供するもの	建築物の全部を非特定用途に供するもの	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの
(イ)	建築物の規模	延べ面積>1,000平方メートル	延べ面積>2,000平方メートル	延べ面積>2,000平方メートル
(ウ)	駐車施設の規模	延べ面積/150平方メートル(台)	延べ面積/300平方メートル(台)	延べ面積/150平方メートル(台)
(エ)	建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たないと きの緩和	$1 - (1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (A) - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積})$ $(A) = \text{特定部分の延べ面積} + \text{非特定部分の延べ面積} \times 1/2$		$1 - (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}) / (\text{建築物の延べ面積} \times 2)$

注1 延べ面積は、特定用途にあつては屋外観覧席を含み駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、非特定用途にあつては駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとする。

注2 小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

[改正後 別記]

別表第1(第4条、第4条の4関係)

(ア)	商業地域又は近隣商業地域			周辺地区
(イ)	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に1/2を乗じて得たものとの合計の面積			特定用途に供する部分の床面積
(ウ)	1,000平方メートル			2,000平方メートル
(エ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)	非特定用途	特定用途
(オ)	150平方メートル	200平方メートル	450平方メートル	200平方メートル
(カ)	$1 - (1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})) / (6,000 \text{ 平方メートル} \times (\text{イ}) \text{ 項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積})$			$1 - (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積})$

備考 (イ)項に規定する床面積、(エ)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計及び

(カ)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、観覧場である場合には、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。

[改正後 別記]

別表第2(第4条の2、第4条の5関係)

(ア)	商業地域又は近隣商業地域	周辺地区
(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途	特定用途(百貨店その他の店舗を除く。)
(エ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル
(オ)	1－(1,000平方メートル×(6,000平方メートル－延べ面積))／(5,000平方メートル×延べ面積)	1－(6,000平方メートル－延べ面積)／(2×延べ面積)

備考 (イ)項に掲げる面積、(ウ)項に掲げる用途に供する部分の床面積の合計及び(オ)項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積の合計を除くものとし、観覧場である場合には、屋外観覧席の部分の面積を含むものとする。

[改正前 別記]

別表第2

表第2

駐車	種類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する割合
マス	①小型乗用車用	[略]	70%以下
	②普通乗用車用		30%以上
	③身体障害者の乗用車用(特定用途のみ)		[略]
車路	幅5.5メートル(一方通行のものにあっては3.5メートル)以上とする。		

[改正後 別記]

別表第3(第7条関係)

駐車	種類	1台当たりの大きさ	附置すべき台数に対する割合等
の用に供する部分	自動車	[略]	70パーセント以下
	①小型乗用車用		30パーセント以上
	②普通乗用車用		[略]
	③身体障害者の乗用車用(特定用途のみ)		
	自動二輪車	幅1.0メートル以上、奥行2.3メートル以上	
車路	幅5.5メートル(一方通行のものについては、3.5メートル)以上とする。ただし、専ら自動二輪車の通行の用に供するものである場合は、幅3.0メートル(一方通行のものについては、2.25メートル)以上とする。		

備考 駐車施設は、駐車のに供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のに供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市樋川市営住宅を設置するため、この案を提出する。

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
別表第1(第3条関係) 公営住宅 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市繁多 川市営住宅</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市繁多 川市営住宅	[略]	別表第1(第3条関係) 公営住宅 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市繁多 川市営住宅</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市樋川 市営住宅</td><td>那覇市樋川2丁目10番1 号</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市繁多 川市営住宅	[略]	那覇市樋川 市営住宅	那覇市樋川2丁目10番1 号
名称	位置														
[略]															
那覇市繁多 川市営住宅	[略]														
名称	位置														
[略]															
那覇市繁多 川市営住宅	[略]														
那覇市樋川 市営住宅	那覇市樋川2丁目10番1 号														
備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。															

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 那覇市樋川市営住宅の入居、家賃等の決定その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げを踏まえた「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、危険物の貯蔵及び取扱いに関する手数料の改定を行うため、この案を提出する。

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者		区分		手数料の額	
(1) [略]					
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	[略]		
			浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	[略]	
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	158万円
				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	194万円
				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	226万円
				[略]	
			[略]		
(3)～(9) [略]					

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者		区分		手数料の額	
(1) 〔略〕					
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	〔略〕			
		貯蔵所	〔略〕		
			浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	〔略〕	
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	195万円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円		
		〔略〕			
		〔略〕			
(3)～(9) 〔略〕					

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置が免除される要件が追加されたこと等による所要の規定の整備を行い、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。 2 [略] (設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) [略] (6) [略]	(避雷設備) 第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防局長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。 2 [略] (設置の免除) 第29条の5 [略] (1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) [略] (6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に<u>特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u> (7) [略]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例制定について

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、水道料金及び加入金の金額を改定し、並びに免税となっている米国軍施設等に給水する水道料金の算定基準を見直すため、この案を提出する。

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4章 料金、加入金及び手数料 (料金) 第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した基本料金と従量料金の合計額とする。 [表 別記] 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<u>第6条</u>に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額に<u>108分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (加入金) 第29条 給水装置の新設工事又は改造工事(増径)の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。 [表 別記] 2～3 [略]	第4章 料金、加入金、手数料等 (料金) 第23条 [略] [表 別記] 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約<u>第六条</u>に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額に<u>110分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (加入金) 第29条 [略] [表 別記] 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 改正後の第23条第1項の規定は、令和元年12月以後の月分として算定する水道料金から

適用し、同年11月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。

3 改正後の第23条第2項の規定は、令和元年11月以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年10月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。

4 改正後の第29条第1項の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	料金
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	620円	5まで	55円
				5を超え10まで	103円
				10を超え15まで	144円
				15を超え25まで	173円
				25を超え35まで	215円
		25ミリメートル	1,680円	35を超え50まで	250円
				50を超え100まで	278円
				100を超え300まで	303円
				300を超えるもの	322円
		40ミリメートル	4,160円	50まで	250円
				50を超え100まで	278円
				100を超え300まで	303円
	300を超えるもの			322円	
50ミリメートル	9,870円	100まで	278円		
75ミリメートル	21,630円	100を超え300まで	303円		
100ミリメートル	57,540円	300まで	303円		
		300を超えるもの	322円		
150ミリメートル以上	103,600円	300を超えるもの	322円		
	[略]				
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき70円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,650円			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 322円			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 322円			
[略]					

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は	料金

				立方メートル)	
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び 20ミリメートル	<u>631円</u>	5まで 5を超え10まで 10を超え15まで 15を超え25まで 25を超え35まで	<u>56円</u> <u>104円</u> <u>146円</u> <u>176円</u> <u>218円</u>
		25ミリメートル	<u>1,711円</u>	35を超え50まで 50を超え100まで 100を超え300まで 300を超えるもの	<u>254円</u> <u>283円</u> <u>308円</u> <u>327円</u>
		40ミリメートル	<u>4,237円</u>	50まで 50を超え100まで 100を超え300まで 300を超えるもの	<u>254円</u> <u>283円</u> <u>308円</u> <u>327円</u>
		50ミリメートル	<u>10,052円</u>	100まで	<u>283円</u>
		75ミリメートル	<u>22,030円</u>	100を超え300まで 300を超えるもの	<u>308円</u> <u>327円</u>
		100ミリメートル	<u>58,605円</u>	300まで	<u>308円</u>
		150ミリメートル以上	<u>105,518円</u>	300を超えるもの	<u>327円</u>
		[略]			
		公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき <u>71円</u> とする。		
	私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき <u>2,699円</u>		
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき <u>327円</u>			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき <u>327円</u>			
[略]					

[改正前 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	<u>22,680円</u>
20ミリメートル	<u>60,480円</u>
25ミリメートル	<u>103,680円</u>
40ミリメートル	<u>353,160円</u>
50ミリメートル	<u>733,320円</u>
75ミリメートル	<u>1,763,640円</u>
100ミリメートル	<u>4,590,000円</u>
150ミリメートル以上	<u>8,793,360円</u>

[改正後 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	<u>23,100円</u>

20ミリメートル	<u>61,600円</u>
25ミリメートル	<u>105,600円</u>
40ミリメートル	<u>359,700円</u>
50ミリメートル	<u>746,900円</u>
75ミリメートル	<u>1,796,300円</u>
100ミリメートル	<u>4,675,000円</u>
150ミリメートル以上	<u>8,956,200円</u>

那覇市下水道条例の一部を改正する条例制定について

那覇市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、下水道使用料の金額を改定し、及び免税となっている米国軍施設等に係る使用料の額についての算定基準を見直すため、この案を提出する。

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の算定) 第34条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、次に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計額とする。 [表 別記] 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、前項の使用料の額に<u>108分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(使用料の算定) 第34条 [略] [表 別記] 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、前項の使用料の額に<u>110分の100</u>を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第34条第1項の規定は、令和元年12月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年11月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第34条第2項の規定は、令和元年11月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年10月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第34条第1項の表]

種別	区分	排出汚水量	料金
一	基本	10立方メートルまで	<u>628円</u>

般汚水	従量(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>84円</u>
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>100円</u>
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>136円</u>
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	<u>162円</u>
		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>197円</u>
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	<u>207円</u>
		8,000立方メートルを超えるもの	<u>216円</u>
[略]			

[改正後 別記]

[第34条第1項の表]

種別		区分	排出汚水量	料金
一般汚水	基本		10立方メートルまで	<u>639円</u>
	従量(1立方メートルにつき)		10立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>85円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>101円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>138円</u>
			100立方メートルを超え300立方メートルまで	<u>165円</u>
			300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>200円</u>
			1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	<u>210円</u>
			8,000立方メートルを超えるもの	<u>220円</u>
[略]				

那覇市立森の家みんな条例の一部を改正する条例制定について

那覇市立森の家みんな条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

那覇市立森の家みんなに設置する冷房機の利用に係る料金を定め、及び所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市立森の家みんな条例の一部を改正する条例

那覇市立森の家みんな条例(平成17年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2(第9条関係) 施設利用料金 [表 略] 備考 1～2 [略]	別表第2(第9条関係) 施設利用料金 [表 略] 備考 1～2 [略] <u>3 冷房機の利用に係る料金は、1台につき1時間当たり100円とする。</u> <u>4 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の取得について（救助工作車）

次のとおり救助工作自動車を購入する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 品名、規格及び数量 救助工作自動車 1 台
- 2 購入の目的 経年劣化した救助工作車を更新し、消防力の強化を図る。
- 3 購入の方法 指名競争入札

（提案理由）

経年劣化した救助工作車を更新する目的で購入する財産について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

市道の路線認定及び廃止について

次のとおり市道の路線認定及び廃止を行うため、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1. 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
2383	真地 15 号	字真地 140 番 12～ 字真地 147 番 3	
2384	真地 16 号	字真地 185 番 7～ 字真地 177 番 1	

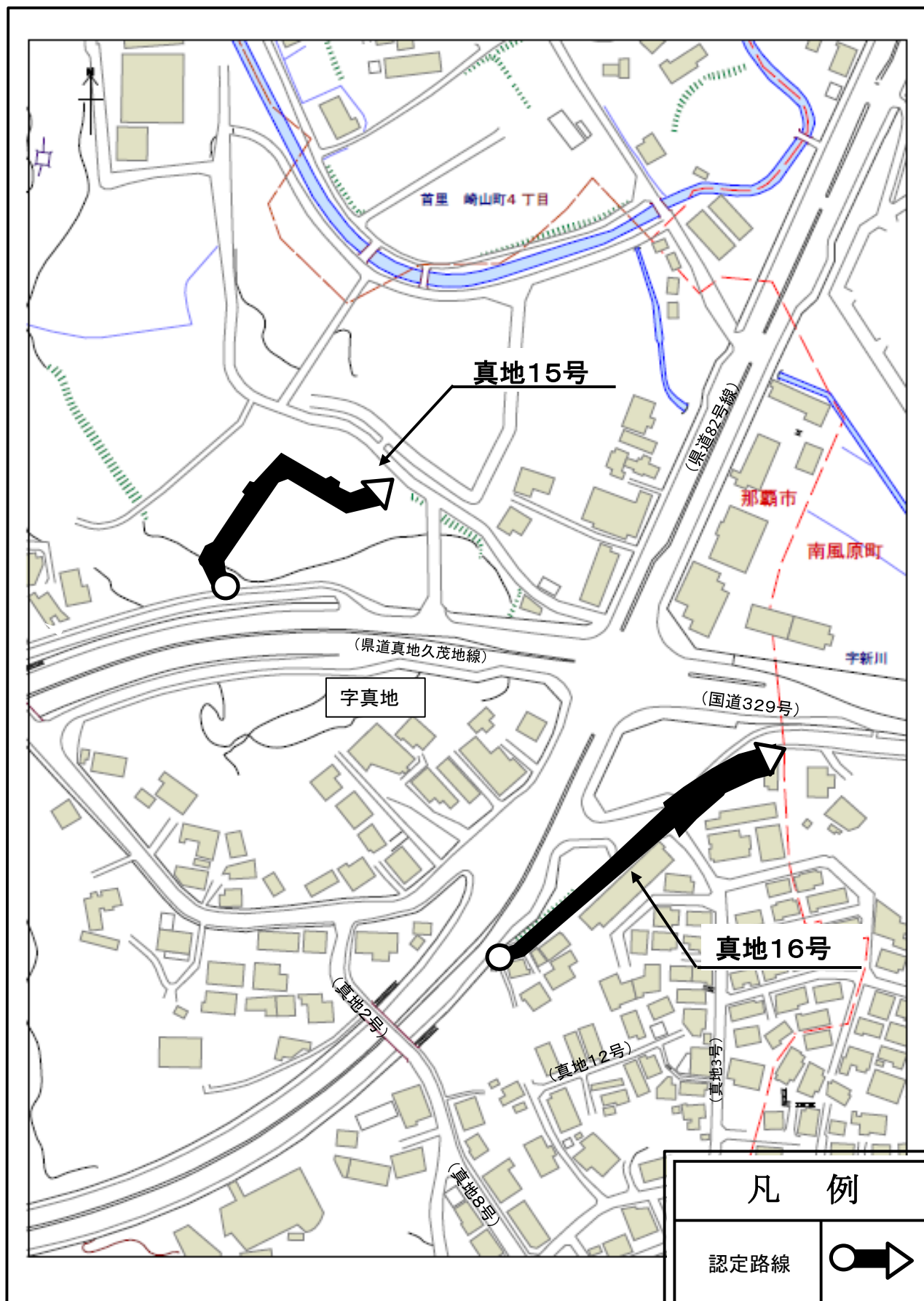
2. 廃止する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
48	真地新川線	字真地 185 番 7～ 字真地 177 番 1	

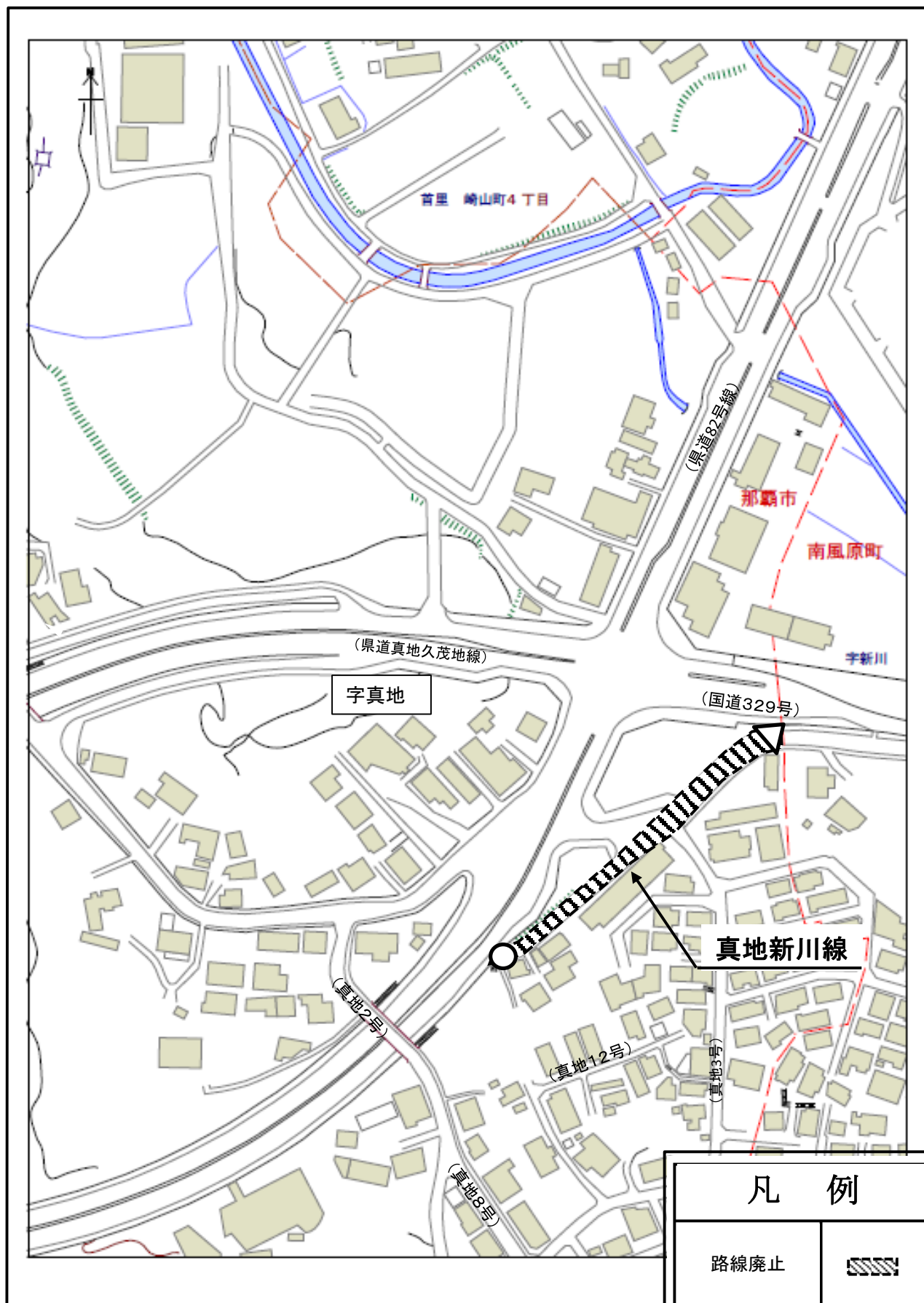
(提案理由)

道路網の整備を図るため、この案を提出する。

市道の路線認定位置図(参考図①)



市道の路線廃止位置図(参考図②)



議決内容の一部変更について

次のとおり議決内容の一部を変更する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

1 議決議案名 那覇市営住宅等の指定管理者の指定について
(平成 28 年 10 月 7 日同意)

- (1) 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市営住宅 19 団地
所在地 那覇市首里久場川町 2 丁目 96 番地 他
- (2) 指定管理者となる団体
名 称 株式会社 琉信ハウジング
所在地 那覇市松山 2 丁目 3 番 12 号
代表者 代表取締役 比嘉 正彦
- (3) 指定期間
平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 変更する事項 管理を行わせる公の施設

- (1) 既決名称 那覇市営住宅 19 団地
- (2) 変更名称 那覇市営住宅 20 団地

(提案理由)

那覇市農連市場地区防災街区整備事業地区内に建設される市営住宅の買取りに伴い、平成 28 年 10 月 7 日議決議案第 96 号「那覇市営住宅等の指定管理者の指定について」中、管理を行わせる公の施設名称に変更が生じるため、この案を提出する。

那覇市営住宅一覧

公営住宅

	名称	位置
1	那覇市久場川市営住宅	那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番地
2	那覇市識名市営住宅	那覇市識名 1 丁目 17 番 1 号
3	那覇市宇栄原市営住宅	那覇市宇栄原 4 丁目 14 番 1 号
4	那覇市石嶺市営住宅	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地
5	那覇市大名市営住宅	那覇市首里大名町 3 丁目 20 番地
6	那覇市真地市営住宅	那覇市字真地 270 番地
7	那覇市安謝第一市営住宅	那覇市字安謝 664 番地の 50
8	那覇市銘苅市営住宅	那覇市字銘苅 213 番地
9	那覇市壺川市営住宅	那覇市壺川 3 丁目 2 番地 6
10	那覇市汀良市営住宅	那覇市首里汀良町 3 丁目 111 番地の 1
11	那覇市小禄市営住宅	那覇市田原 3 丁目 2 番地の 1
12	那覇市石嶺第二市営住宅	那覇市首里石嶺町 4 丁目 431 番地の 1
13	那覇市辻市営住宅	那覇市辻 2 丁目 14 番 1 号
14	那覇市安謝市営住宅	那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号及び 2 号
15	那覇市末吉市営住宅	那覇市首里末吉町 3 丁目 6 番地
16	那覇市新都心銘苅市営住宅	那覇市銘苅 1 丁目 18 番 16 号
17	那覇市繁多川市営住宅	那覇市繁多川 3 丁目 4 番 40 号
18	那覇市樋川市営住宅	那覇市樋川 2 丁目 10 番 1 号

改良住宅

	名称	位置
19	那覇市若狭市営住宅	那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号
20	那覇市壺川東市営住宅	那覇市壺川 1 丁目 11 番地 1

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円以下の工事請負契約金額の変更に
ついて、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 16 日

那覇市長 城間 幹子

- 1 議決事件名 工事請負契約について
 ((仮称) ともかぜ振興会館建設工事 (建築))
 (平成 30 年 9 月 26 日同意)

工事名 (仮称) ともかぜ振興会館建設工事 (建築)

契約の相手方

請負者 古波蔵組・小波津組・新生実業共同企業体

代表者	所在地	沖縄県那覇市泉崎一丁目 22 番 12 号
	商号又は名称	株式会社 古波蔵組
	代表者	代表取締役 古波蔵 太志

構成員	所在地	沖縄県那覇市港町二丁目 1 番 6 号
	商号又は名称	株式会社 小波津組
	代表者	代表取締役 小波津 英正

構成員	所在地	沖縄県那覇市樋川一丁目 11 番 11 号
	商号又は名称	株式会社 新生実業
	代表者	代表取締役 佐々木 優子

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 8 2 3 , 5 3 0 , 2 4 0 円

変更する金額 8 2 8 , 8 1 0 , 2 4 0 円

平成 30 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 30 年度那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費		2,378,514,000	1,182,891,739	30,000	802,557,800	174,100,000	0	206,203,939
			1,531,421,000	985,683,988	30,000	802,557,800	174,100,000	0	8,996,188
		なは市民協働プラザ施設管理運営費	8,681,000	8,680,138	0	0	0	0	8,680,138
		旧那覇飛行場用地問題解決事業	211,822,000	210,782,000	0	189,703,800	21,000,000	0	78,200
		新文化芸術発信拠点施設整備事業	1,220,738,000	676,041,850	30,000	540,710,000	135,100,000	0	201,850
	文化芸術発信拠点施設整備事業（パレット）	90,180,000	90,180,000	0	72,144,000	18,000,000	0	36,000	
	2 徴税費		847,093,000	197,207,751	0	0	0	0	197,207,751
		税額更正特別事業（陸自・空自用地）	847,093,000	197,207,751	0	0	0	0	197,207,751
3 民生費			328,529,000	304,646,032	2,855,855	266,266,000	0	0	35,524,177
	1 社会福祉費		2,672,000	2,560,920	0	0	0	0	2,560,920
		那覇市総合福祉センター設備等改修事業	2,672,000	2,560,920	0	0	0	0	2,560,920
	2 児童福祉費		325,857,000	302,085,112	2,855,855	266,266,000	0	0	32,963,257
		老朽化保育所増改築等補助金	86,427,000	86,427,000	0	74,166,000	0	0	12,261,000
4 衛生費		待機児童解消加速化事業	33,587,000	33,587,000	988,000	32,599,000	0	0	0
		高良小区児童クラブ舎建築事業	26,963,000	20,929,305	1,804,305	19,125,000	0	0	0
		若狹小区児童クラブ舎建築事業	702,000	616,550	63,550	553,000	0	0	0
		幼児教育無償化実施円滑化事業	98,287,000	98,287,000	0	98,287,000	0	0	0
		幼児教育無償化システム改修等事業	41,536,000	41,536,000	0	41,536,000	0	0	0
	若狹浦保育所耐震化事業	38,355,000	20,702,257	0	0	0	0	20,702,257	
	2 清掃費		125,662,000	103,315,000	0	0	77,300,000	0	26,015,000
			125,662,000	103,315,000	0	0	77,300,000	0	26,015,000
6 農林水産業費		敷地内道路擁壁補強対策事業	64,318,000	64,318,000	0	0	48,100,000	0	16,218,000
		浸出下水道接続事業	61,344,000	38,997,000	0	0	29,200,000	0	9,797,000
			27,519,000	18,262,000	0	1,219,000	0	0	17,043,000
	1 農業費		2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000
		一般農道改良事業	2,500,000	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000
	3 水産業費		25,019,000	15,762,000	0	1,219,000	0	0	14,543,000
		泊魚市場施設改修事業	2,506,000	2,506,000	0	0	0	0	2,506,000
		那覇空港南側格揚場整備事業	22,513,000	13,256,000	0	1,219,000	0	0	12,037,000

平成30年度 那覇市一般会計繰越明許費繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
7 商工費	1 商工費		252,742,000	250,270,219	0	203,423,000	0	46,847,219
		新たな観光コンベンション創出支援事業	252,742,000	250,270,219	0	203,423,000	0	46,847,219
		貸切バス乗降場・待機場整備事業	5,000,000	5,000,000	0	4,000,000	0	1,000,000
		第一牧志公設市場再整備事業	43,528,000	43,528,000	0	34,822,000	0	8,706,000
		牧志公設市場(衣料部・雑貨部)のあり方検討事業	164,549,000	162,077,219	0	129,662,000	0	32,415,219
8 土木費	那覇市プレミアム付商品券事業		4,726,000	4,726,000	0	0	0	4,726,000
			34,939,000	34,939,000	0	34,939,000	0	0
			4,588,821,000	3,597,971,223	334,157,134	2,544,548,549	628,800,000	90,465,540
			9,000,000	8,625,800	0	6,901,000	0	1,724,800
			9,000,000	8,625,800	0	6,901,000	0	1,724,800
	1 土木管理費	地下壕対策事業	367,430,000	293,297,042	17,057,380	200,148,064	40,200,000	35,891,598
			92,668,000	69,999,000	99,000	56,000,000	13,900,000	0
		歴史散歩道整備事業	2,226,000	2,150,000	0	0	0	0
		私道整備補助金	13,088,000	13,087,200	0	0	0	13,087,200
		道路維持管理事業	21,919,000	10,416,382	0	0	0	10,416,382
	2 道路橋りょう費	道路維持事業	149,636,000	146,941,080	10,000	117,552,064	26,300,000	3,079,016
		道路新設改良事業(社会資本交付金)	1,000,000	509,600	0	0	0	509,600
		道路新設改良事業(単独)	32,028,000	19,298,000	0	15,438,000	0	3,860,000
		バス停上屋整備事業	24,717,000	13,947,400	0	11,158,000	0	2,789,400
		交流オアシス整備事業	30,148,000	16,948,380	16,948,380	0	0	0
	4 都市計画費	交通安全施設整備事業(特交金)	2,873,721,000	2,266,122,627	248,112,000	1,623,961,485	341,200,000	52,849,142
		街路整備事業(公共投資交付金)	941,575,000	767,062,221	177,000	617,978,180	138,100,000	10,807,041
		公園整備事業(社会資本整備総合交付金)	223,026,000	119,380,287	0	59,690,144	53,600,000	6,090,143
		沖縄都市モノレールインフラ外整備事業	618,165,000	550,824,000	247,872,000	302,952,000	0	0
		無電柱化引込設備事業負担金	4,095,000	1,750,500	0	962,775	0	787,725
5 住宅費	沖縄都市モノレール延長事業	モノレール・インフラ等修繕	49,116,000	49,020,000	0	39,216,000	0	9,804,000
			854,479,000	709,570,586	63,000	567,656,469	127,600,000	14,251,117
		公園維持管理費	3,030,000	3,002,400	0	0	0	3,002,400
		公園整備事業(沖縄振興公共投資交付金)	150,385,000	48,891,833	0	24,445,917	21,900,000	2,545,916
		亜熱帯庭園都市の公園美化事業	27,000,000	13,824,800	0	11,060,000	0	2,764,800
	民間活力を活かした公園活性化事業		2,850,000	2,796,000	0	0	0	2,796,000
			1,338,670,000	1,029,925,754	68,987,754	713,538,000	247,400,000	0
		市営住宅ストック改善事業	15,184,000	9,040,000	9,040,000	0	0	0
		市営住宅ストック改善事業(防災安全)	183,363,000	13,674,204	7,521,204	6,153,000	0	0
		市営住宅ストック改善事業(改良住宅)	72,753,000	41,530,798	15,658,798	25,872,000	0	0
	地域居住機能再生推進事業		1,040,973,000	942,518,752	29,813,752	665,305,000	247,400,000	0
			26,397,000	23,162,000	6,954,000	16,208,000	0	0
		真地市営住宅建替事業						

平成 30 年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 30 年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書を調製したので報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度那覇市一般会計事故繰越し繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額		既収入 特定財源	未収入特定財源			
								国県支出金	地方債	その他	
2	総務費		11,658,972	0	11,658,972	11,658,972	3,500,000	0	0	0	8,158,972
	1	総務管理費	11,658,972	0	11,658,972	11,658,972	3,500,000	0	0	0	8,158,972
		第4次那覇市男女共同参画計画及び第2次DV計画策定業務	6,366,972	0	6,366,972	6,366,972	3,500,000	0	0	0	2,866,972
		地域経済構造分析事業	5,292,000	0	5,292,000	5,292,000	0	0	0	0	5,292,000
3	民生費		479,120	0	479,120	479,120	0	0	0	0	479,120
	1	社会福祉費	479,120	0	479,120	479,120	0	0	0	0	479,120
		那覇市総合福祉センター設備等改修事業	479,120	0	479,120	479,120	0	0	0	0	479,120
6	農林水産業費		850,500	0	850,500	850,500	0	680,000	0	0	170,500
	3	水産業費	850,500	0	850,500	850,500	0	680,000	0	0	170,500
		外国人研修生受入事業補助金	850,500	0	850,500	850,500	0	680,000	0	0	170,500
		合 計	12,988,592	0	12,988,592	12,988,592	3,500,000	680,000	0	0	8,808,592

平成 30 年度那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費
繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 30 年度
那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度 那覇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 総務費			1,916,000	1,916,000	0	1,916,000	0	0	0
	1 総務管理費		1,916,000	1,916,000	0	1,916,000	0	0	0
		福祉空間整備事業費	1,916,000	1,916,000	0	1,916,000	0	0	0

平成 30 年度那覇市市街地再開発事業特別会計繰越明許費
繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり繰越明許費繰
越計算書を議会へ報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度那覇市市街地再開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書

単位:円

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			その他	
						国庫支出金	県支出金	地方債		
1 都市再開発事業費			736,507,000	736,507,000	0	460,517,000	5,530,000	226,700,000	0	43,760,000
	1 都市再開発事業費		736,507,000	736,507,000	0	460,517,000	5,530,000	226,700,000	0	43,760,000
		農連市場地区市街地再開発事業 (防災街区整備事業)	736,507,000	736,507,000	0	460,517,000	5,530,000	226,700,000	0	43,760,000

平成 30 年度那覇市水道事業会計予算繰越計算書について

平成 30 年度那覇市水道事業会計予算の建設改良費繰越について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事	業	名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
								補助金	補償金	繰 越 工 事 資 金	建設改良 積立金		
1	資本的支出	1	建設改良事業		円 850,043,080	円 0	円 850,043,080	円 190,000,000	円 21,438,000	円 14,000,000	円 624,605,080	円 0	水道配水管の布設位置において道路管理者との占用協議に時間を要したこと、試験において他占用物の支障が確認できたため布設位置の変更が必要になったこと等から、繰越となった。

平成 30 年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書について

平成 30 年度那覇市下水道事業会計予算の建設改良費繰越について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

平成30年度那覇市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	補助金	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良事業	743,010,655	円	円	円	円	円	円	円	円	関連事業や施設管理者との調整、事前の磁気探査で多数発見された異常点の確認及び除去に時間を要したことから、年度内の完了が困難となり繰越となった。
				0	743,010,655	256,300,000	329,791,351	96,146,822	60,772,482	0	0	

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 28 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議決事件名 工事請負契約について（高良小学校校舎改築工事（建築））
（平成 29 年 10 月 4 日同意）

工 事 名 高良小学校校舎改築工事（建築）

契約の相手方

請 負 者	野原建設・IMI CORPORATION・神谷産業共同企業体
代 表 者	住 所 那覇市長田 2 丁目 10 番 32 号
	商 号 株式会社 野原建設
	氏 名 代表取締役 上地 修
構 成 員	住 所 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 2 番 19 号
	商 号 株式会社 IMI CORPORATION
	氏 名 代表取締役 池原 紀夫
構 成 員	住 所 沖縄県那覇市字大道 75 番地の 1 2F
	商 号 有限会社 神谷産業
	氏 名 代表取締役 神谷 善高

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 2,061,244,800 円

変更する金額 2,070,561,960 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月28日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（高良小学校校舎改築工事（空調））
（平成29年10月4日同意）

工 事 名 高良小学校校舎改築工事（空調）

契約の相手方

請 負 者	技研工業・和高建設工業・金吉設備工業共同企業体
代 表 者	住 所 沖縄県那覇市曙3-4-6
	商 号 技研工業株式会社
	氏 名 代表取締役 國仲 昌典
構 成 員	住 所 沖縄県那覇市田原4-5-2
	商 号 株式会社 和高建設工業
	氏 名 代表取締役 具志 清
構 成 員	住 所 沖縄県那覇市田原4-5-2
	商 号 株式会社 金吉設備工業
	氏 名 代表取締役 具志 清

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 230,919,120 円

変更する金額 232,760,520 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された請負金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 28 日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（高良小学校校舎改築工事（衛生））（平成 29 年 10 月 4 日同意）

工 事 名 高良小学校校舎改築工事（衛生）

契約の相手方

請 負 者	泉水設備・沖縄ガス・石川電設共同企業体
代 表 者	住 所 那覇市識名 3 丁目 22 番 12 号
	商 号 泉水設備株式会社
	氏 名 代表取締役 新城 雅人
構 成 員	住 所 那覇市西 3 丁目 13 番 2 号
	商 号 沖縄ガス株式会社
	氏 名 代表取締役社長 我那覇 力蔵
構 成 員	住 所 那覇市首里山川町 2-61-33
	商 号 株式会社 石川電設
	氏 名 代表取締役 石川 美保子

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 217,509,840 円

変更する金額 222,815,880 円

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和元年5月28日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について（高良小学校校舎改築工事（電気））
（平成29年10月4日同意）

工 事 名 高良小学校校舎改築工事（電気）

契約の相手方

請 負 者 きらり電設・マエダ電気工事・大協電気工事共同企業体

代 表 者 住 所 沖縄県那覇市国場410番地

商 号 株式会社 きらり電設

氏 名 代表取締役 喜納 政之

構 成 員 住 所 沖縄県那覇市壺川1丁目16番地11

商 号 マエダ電気工事株式会社

氏 名 代表取締役 真栄田 一郎

構 成 員 住 所 沖縄県那覇市首里大名町3丁目17番地6

商 号 大協電気工事株式会社

氏 名 代表取締役 上村 勝

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 198,506,160 円

変更する金額 202,077,720 円

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 30 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-----------|
| 1 | 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 浦添市港川在 法人 |
| | 賠 償 額 | 219,170 円 |

専決処分の報告について（学校事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 30 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|-------------|
| 1 | 事 件 名 | 学校事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 浦添市港川在 法人 |
| | 賠 償 額 | 1,258,946 円 |

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 22 日

那覇市長 城 間 幹 子

1 事 件 名 車両事故

2 賠償の相手方

及び賠償額

相 手 方 那覇市牧志在

賠償額 824,304 円

3 和 解 事 項

- (1) 那覇市は、賠償の相手方の物件損害のうち、責任割合を 9 割として上記の賠償額を支払う。
- (2) 賠償の相手方は、那覇市の物件損害のうち、責任割合を 1 割として金 22,800 円の賠償額を支払う。
- (3) 本件事故のうち人身損害に係る損害賠償は、別途支払う。
- (4) 那覇市と賠償の相手方は、今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないことを誓約する。

